

広島県スキー連盟公認

認定スキー指導員規程・検定規程

(2019.改訂 理事会承認)

(2018. 理事会承認、制定)

(趣旨)

第1条 広島県スキー連盟教育本部規程に基づき、認定スキー指導員（以下「認定指導員」という。）について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 認定指導員は、公認スキー学校の非常勤講師として指導活動に当たることができる。指導の対象は、初歩レベルのスキーヤーとし、導入技術、基本技術の指導を行う。又地域・クラブ等の行事にボランティア指導者として積極的に参加するものとする。広島県の認定指導員の指導可能なエリアは、広島県のスキー場及び島根県瑞穂ハイランドスキー場とする。

(認定指導員講習検定会の実施)

第3条 認定指導員講習検定会（以下「検定会」という。）は、本連盟教育本部の主管において検定部普及委員が講習検定方式により実施する。

(義務)

第4条 認定指導員は、その任務を完遂する為、広島県スキー連盟が主催する認定指導員研修会に原則として2年に1回（隔年）参加し、修了しなければならない。

(公示)

第5条 検定会の実施要項は、検定会を開催する教育本部が公示する。

(検定員)

第6条 検定会は、資格を有する検定員1名が担当する。合否は教育本部長の責任において最終判定し、本連盟が公認する。

(実施回数)

第7条 検定会は、同一年度内において1回の実施とする。

(実施要領及び検定基準)

第8条 検定会の実施要領及び検定基準は、次の各号に掲げるとおり定める。

(1) 講習検定は、合計8時間とし、すべて集合講習とする。

(2) 講習検定は、次のカリキュラムに準じて実施する。

① 実技内容、準備運動～服装確認～用具の取り扱い、平地での移動技術、傾斜地での移動技術（登り方、滑降、制動技術、制動の回転技術、楽しむためのターンの組み立てによる回転技術）

② 理論内容、6時間 技術理論、スキー指導の安全管理、指導方法論

(3) 講習検定の評価

① 実技の評価は、「できる」、「できない」で合否を判定する

② 理論の評価は、レポート提出とし、与えられたテーマに対して適切な内容であるかを評価する。

(4) 実技及び理論ともに合格した者を認定スキー指導員に認定する。

(受検資格)

第9条 受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。

- (1) 受検する年の4月1日現在、18歳以上の者
- (2) 原則として、受検日までに級別テスト2級以上を取得しており、本連盟公認スキークラブに加入している者。

*但し他県連盟のスキークラブ加入者についても、受検を認める。

(受検手続)

第10条 受検する者は、別に定める受検願書を検定料と共に各所属クラブ経由で広島県スキー連盟事務局へ提出しなければならない。

(合格者の手続)

第11条 合格者は、公認料・登録料金一覧表に定める公認料及び年次登録料等を認定時に納入し、認定証の交付を受けるものとする。

(結果の報告)

第12条 検定会実施後2週間以内に本連盟会長へ報告するとともに公認料・登録料を納入しなければならない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

補足 ※ その他、認定スキー指導員の義務、資格の停止、解除、喪失、登録料の納期の規程は(公財)全日本スキー連盟公認指導者規程に準ずる。

認定スキー指導員検定諸費用 (改訂 2019)

| | | |
|-----------|-----------|--------|
| ・受検料 | | 5,000円 |
| ・合格者手続き費用 | | 9,000円 |
| 内訳) | SAH年次登録料 | 1,000円 |
| | 公認料 | 5,000円 |
| | 広島県指導者会会費 | 1,000円 |
| | ネームプレート | 2,000円 |